

令和 8 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議

日時：令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 2 時～

場所：福祉センター 4 6 ・ 4 7 会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 令和 8 年度の進め方について

本資料(P.3)

3 委員委嘱について

席次表

4 議事

(1) 第 2 次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和 8 年度取組予定について【協議】

・令和 8 年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について【報告】

・身寄りを頼ることができない方への支援部会の開催について【協議】

本資料(P.4-23)・別添資料 1 ～ 3

<配付資料>

① 次第

② 席次表

③ 本資料 第 1 回会議本資料

④ 別添資料 1 専門職後見人等向け 後見活動の参考手引き

⑤ 別添資料 2 令和 8 年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム

⑥ 別添資料 3 成年後見制度利用促進専門家会議資料

⑦ 意見書 ※委員のみ

傍聽席

令和8年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第1回会議・本資料

令和8年7月29日（水）
豊田市 福祉部 よりそい支援課
豊田市社会福祉協議会



- 1 令和8年度の進め方について ... P. 3
- 2 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和8年度取組について【協議】 ... P. 4～23
 - ・ 令和8年度とよた権利擁護支援推進シンポジウム開催について【報告】
 - ・ 身寄りを頼ることができない方への支援部会の開催について【協議】



第1回 (7/29)

- 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和8年度取組について【協議】
 - ・ 令和8年度とよた権利擁護支援推進シンポジウム開催について【報告】
 - ・ 身寄りを頼ることができない方への支援部会の開催について【協議】

第2回 (2/3)

- 豊田市成年後見制度利用促進計画の令和8年度実績見込について【報告】
- 豊田市成年後見支援センター令和9年度事業計画(案)について【協議】
- 身寄りを頼ることができない方への支援 令和9年度事業計画(案)について【協議】

豊田市成年後見制度利用促進計画の令和8年度取組について【協議】

- 第2次豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画では、5つの重点取組と1つの懸案事項を設定している（重点取組は年度毎に取組指標を設定）。また、事例等による評価活動も取組を進める。

重点取組	令和8年度の取組予定(取組指標)
① バストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活動支援	・「障がい者セーフティネット支援型法人後見等推進委託」開始（委託先:社会福祉連携推進法人となりの） ・専門職後見人等向け後見活動の参考手引の作成 ・権利擁護支援推進シンポジウムの開催 ・市民後見人の支援体制整備・リレーや複数受任の見直し検討
② 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等の権利擁護支援と「みよる」地域づくりの推進	・「みよる」地域づくりに向けた地域連携ネットワークの強化 (1)身寄りを頼ることができない方への支援部会の開催 (2)関係者向け研修の開催 ・結サポートの充実(意思決定フォロワー講座等の開催など)
③ 市民参画と多機関協働による意思決定支援	・意思決定フォロワーの活躍の場の拡大 ・各分野での意思決定支援研修の実施
④ 権利擁護基金の充実	・ふるさと納税の活用に向けた他自治体事例の調査
⑤ 配慮が必要な方への社会参加支援	・(再掲)意思決定フォロワーの活躍の場の拡大
懸案事項	令和8年度の取組予定
○ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応	・民法及び社会福祉法の改正動向の把握と対応方針の検討
評価活動	令和8年度の取組予定
○ 市民後見人や協議会と共働した評価活動の実施	・市民後見人交流会や専門職交流会を通じた事例等の吸い上げ

【重点取組①】ベストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活動支援

- 成年後見制度が必要と考えられる事案のうち、セーフティネット機能を働かせて支援すべき案件においては、これまで社会福祉協議会による法人後見（市委託事業）しか担い手を確保できていなかった。
- 特に障がい者に対する法人後見での支援においては、専門性が求められる。このことから、今回、法人後見として実績があり、福祉的な支援ノウハウを有する社会福祉連携推進法人に新たな委託を行うことでセーフティネット機能による支援を行う法人後見の担い手を確保する。
- 具体的には、市内社会福祉法人との関係性を生かして法人後見受任に関する知識等の普及を行うことや、再犯や虐待などの場合における事実確認や面談等への同行を通じ、障がい特性を考慮した対応や本人の思いに寄り添った支援を行う体制を確保する。

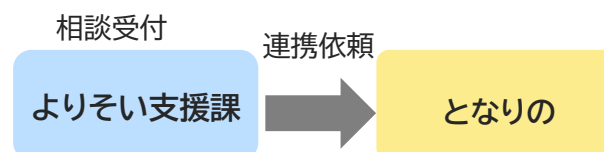
障がい者セーフティネット法人後見の担い手確保と活動支援

- 1 困難事案の法人後見実務を通し社員社会福祉法人の実践力を高める。
- 2 市内社会福祉法人への法人後見受任に関する知識等の普及。



障がい特性を考慮した支援困難事案への対応

- 1 再犯関係（検察や弁護士、矯正施設・保護観察所等）の相談や、虐待事実確認等の初期対応への同行。
- 2 本人面談による意向の確認のための訪問や、適切な支援導入についての協力。



参考：豊田市における受任者調整のフロー

本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である

YES



とよた市民後見人

※ 市民後見人へのリレーや市民後見人との複数受任をあらかじめ検討する

ただし、「法的問題の解決」や「福祉的な支援の調整（居所の安定などを含む）」が同時並行で進む場合

※ 専門的支援の見通し・課題解決の時期などが明らかな場合

※ 専門的支援が必要な場合

専門的支援の検討			
	ア 法的な支援の必要性	イ 福祉的な支援の必要性	ウ セーフティネット支援の必要性
検討の視点	① 債務整理、金銭搾取等紛争性(の可能性)に対する支援が必要	① 介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となる支援が必要	① 8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要
	② 不動産の売却や相続手続き等の支援が必要	② 若年者や長期入所者など比較的長期期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる後見活動が必要	② 成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要

※ その他、本人の特性や状況、支援環境などを加味しながら、受任調整を検討（複数受任の検討、社会福祉連携推進法人が受任する際の利益相反関係の確認を含む）

<基本的な考え方>

アー①の視点が支援の中心

弁護士



アー②の視点が支援の中心

司法書士



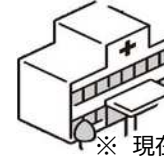
イー①の視点が支援の中心

社会福祉士



イー①or②の視点が支援の中心

法人後見団体(となりの)



ウの視点が支援の中心

社協法人後見
(市委託事業)

法人後見団体(となりの)
(市委託事業)

(特別に) 障がい特性を考慮する必要がある場合
→ 法人後見団体(となりの)を8
検討

※ 専門性を発揮する支援が終了した場合は、成年後見支援センターに相談して市民後見人へのリレーを検討。

※ 現在、市内には「社会福祉連携推進法人となりの」のみ。

令和8年度とよた権利擁護支援推進シンポジウム開催について【報告】

- 豊田市では、市民後見人養成講座の開講を通じ、後見人活動のみならず、意思決定フォロワーや権利擁護の自主啓発団体、ボランティア実践など様々な市民活躍の機会や権利擁護支援の推進につながっている。
- この動きを後押しすることは、地域共生社会の実現に大きくつながることから、昨年度に引き続きシンポジウムを開催した。

日時	令和8年5月23日（土）午後1時30分～午後4時30分
場所	豊田市福祉センターホール
テーマ	「わたしの思い」を地域でつなぐ ～「思い」からつながるまち・豊田～
講師	講演 - 名古屋家庭裁判所 岡崎支部 裁判官 鼎談 - 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏 - 日本弁護士連合会 高齢者・障がい者権利支援センター 福島 健太氏 シンポジウム - NPO法人地域福祉支援センターちいさな手 清野 光彦氏 - NPO法人やどかりプラス 寺尾 真次氏、野口 大介氏 - とよた市民後見人 意思決定フォロワー 野々上 幸子氏 （アドバイザー）日本弁護士連合会 高齢者・障がい者権利支援センター 福島 健太氏 （コーディネーター）豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課 大地 裕介
実績	○ 参加者数：263名（会場：223名、オンライン40名） ○ アンケート回収：80名 （よく理解できた：52名、まあまあ理解できた：26名、あまり理解できなかった：2名、理解できなかった：0名）



福島 健太氏

○ 開催風景



○意見・感想(アンケートより抜粋)

- ・各地で様々な活動がされていてとても興味深かったです。つながるということ、関係をつくるということ、今の自分に何ができるか、改めて考える良い機会となりました。
- ・野々上さんのシンポジウムの内容は、今後市民後見人又は意思決定フォロワーとして活動することがあれば背中を押してもらえるような気がした。
- ・加藤医師の「治して支える」という先生のお話がとてもよかった。その人の幸せはなんだろうという人生そのものを支えることが大事なことであったと教えていただいた。とても良いお話で参加して良かった。

- 市民後見人バンクに登録した125名の方のうち、現在40名（延べ60名）の方が市民後見人として活躍している。一方受任待機者は58名おり、待機者の活躍支援が課題となっている。そのため、受任体制の見直しを検討する。
- 市民後見人の活躍の推進と、育成との両立を図るため、市民後見人養成講座の開催周期や内容等について検討する。

（１）市民後見人養成講座の実施状況とバンク登録者の状況

市民後見人養成講座の実施状況（令和5年度以降詳細）

バンク登録者の待機者数

令和8年7月17日現在

課程		5年	6年	7年	8年	計
基礎	申込者数	31名	82名	53名	30名	247名
	修了者数	29名	76名	51名	－	202名
実務	申込者数	24名	58名	42名	－	170名
	修了者数	24名	55名	39名	－	164名
登録者数		19名	44名	32名	－	138名
抹消者数		1名		4名	－	13名
登録者総数		53名	97名	125名	125名	125名

登録者の居住地域	市内	みよし市	名古屋市	日進市	岡崎市	合計
登録人数	112名	5名	4名	2名	2名	125名
活動中	32名	4名	1名	1名	2名	40名
審判待ち	3名	0名	0名	0名	0名	3名
就労中で不可	10名	0名	0名	0名	0名	10名
家庭の都合で不可	14名	0名	0名	0名	0名	14名
待機者	53名	1名	3名	1名	0名	58名

バンク登録の3年毎の更新時と新規受任時の調整連絡時の聞き取りで、就労中又は家庭の都合等により活動できない方が24名。つまり、待機者数は58名。

市民後見人受任状況

令和8年7月17日現在

	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	総数
受任者数	7名	5名	6名	9名	11名	16名	6名	60名
受任終了者数	1名	1名	2名	4名	5名	7名		20名
年度末受任者数	6名	10名	14名	19名	25名	34名		40名

(2) 市民後見人の活躍に向けた課題と検討事項

①58名いる受任待機者をゼロにすることは難しいが、待機者からはモチベーションの維持が難しいといった声も聞かれるため、バンク登録者の活躍の推進が課題となっている。

⇒リレーや複数受任体制の見直しを検討する。

②市民後見人養成講座は令和4年の見直し時期以外は毎年開催している。市民後見人の活躍支援や、バンク登録者へのフォローアップ研修等、職員の負担は増大してきており、活躍支援と育成の両立を図ることが課題となっている。

開催ノウハウの継承や開催有無による業務調整等があるため、安易に養成講座を1年おきの開催に変更することには慎重にならざるを得ない。

※本年度の養成講座は、基礎課程 7月～10月（7日間）、実務課程 10月～12月（6日間）

⇒愛知県市民後見人養成研修の活用も含め、講座の開催周期や内容等について検討する。

**【重点取組②】市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等 の権利擁護支援と
「みよる」地域づくりの推進**

- 令和7年1月から、身寄りを頼ることができない方の生活上の困り事などに関する包括的な相談窓口（みよる相談ステーション）を豊田市福祉センターに開設し、コーディネーターを配置している。
- 相談後は、本人の意向や状況等に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など既存の制度・事業、地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所などの相談支援機関や、弁護士・司法書士等の専門職、豊田市社会福祉協議会が実施する支援事業（結サポート～くらし安心事業～）等による支援をコーディネートしている。

相談実績

570件（令和7年度実績）

相談内容	件数	相談内容	件数
結サポートの事業内容に関する相談	125	日常生活に関する相談	16
入院・入所時の手続きに関する相談	70	死後事務支援に関する相談	53
成年後見制度に関する相談	263	その他	43



- 本人からの相談において、「身寄りを頼ることができない」だけでなく、「身寄りを頼りたくない」ということで相談にくるケースが多くある。
- 支援機関からの相談において、身寄りの課題だけでなく、アルコール・孤独孤立・生活困窮・金銭管理など複合的な課題があるケースが多く、多機関で協働して支援するケースが多くある。
- さらには、支援機関から「身元保証」という点だけを捉え、丸投げ的に相談されるケースもある。

支援関係機関向けの理解・啓発研修が必要

- 豊田市社会福祉協議会では、市内で身寄りを頼ることができない方で、判断能力のある方を対象に、「入退院・入退時」、「日常生活」、「死後」の3つの場面で支援を提供する「結(ゆい)サポート～くらし安心事業～」を令和7年度から開始。
- ※ 事業名は、「身寄りを頼ることができない方と地域や支援者の結びつき」や「人生の最後を良いしめくり(結末)に出来るように」という意味を込めている。

申込・契約実績(令和8年6月末時点)

- ① **申込者：38人** ※うち20人は契約締結。13人は契約に向けてエンディングノートを作成中。
- ② **契約者：20人** ※うち4人は入退院・入退所時支援と日常生活支援の2つを契約。
入退院・入退所時支援：20件 日常生活支援：4件

▼ 申込者の状況

世帯状況	80歳の女性。一人暮らし。夫は2018年に亡くなり、一人娘も2021年に死亡。 娘の夫(義理の息子)は、2019年にくも膜下出血により右半身まひ。孫が2人いるが疎遠で支援が望めない。
相談経緯等	白内障の手術をした際に緊急連絡先を求められた。その際は義理の息子がなってくれた。現在、心臓と肺が悪く、2ヶ月に1度通院。 義理の息子の身体状況を加味するといつまでも支援を求められないと感じている。 話を聞いてくれる人、病院への付き添いなどを希望したいということで、身元保証団体のパンフレットを持って、本会へ来所。 なるべく公的な機関にお願いできると安心とのことで、日常生活支援と入退院・入退所時支援を契約。死後事務支援も希望している。

- 本人：**「あなたにしか言えないのよね」。言えなかった、言う相手がいなかった。でも、今はいる。それが幸せだし、楽しい。**
- 意思決定フォロワー
「あなたにしか言えない」と言って相談してくれるこの関係性が良い。本人も楽しいと言ってくれるが、**わたし(フォロワー)自身も楽しい。**何かの役に立っている実感はあるが、それよりも、**わたし(フォロワー)自身のためになっている。**これこそが**わたし(フォロワー)自身のウィルビーイング。**

意思決定フォロワー活動のさらなる充実が必要



「みよる」地域づくりに向けた地域連携ネットワークの強化 (1) 身寄りを頼ることができない方への支援部会の開催



- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会に、身寄りを頼ることができない方への支援部会を設置し、地域連携ネットワークを拡充していくことで、結サポートも含めた権利擁護支援の充実を進める。

- 身寄りを頼ることができない方への支援部会(地域連携ネットワーク)

第1回 開催日時：令和8年8月25日(火)午前10時～正午

場所：豊田市福祉センター 2階 介護予防室

内容：みよる相談ステーション実績と課題、結サポート契約件数及び契約者の内訳
参加者が感じている身寄りを頼ることができない方の課題(共通認識)
今後の検討内容の決定 など

- 部会委員

(敬称略)

団体名	氏名	団体名	氏名	団体名	氏名
県弁護士会	松山剛久	特別養護老人ホーム施設長協議会	長沼隆輔	生活協同組合	宮地勝也
県司法書士会	川上明子	介護サービス機関連絡協議会	神谷真理	金融機関(豊田信用金庫)	酒井久幸
県社会福祉士会	工藤明人	地域自立支援協議会	阪田征彦	障がい当事者 (ユートピア若宮)	木本光宣
医療機関 (厚生病院 MSW)	杉村龍也	民生委員児童委員協議会	安井良法	障がい児・者の親の会	松崎都江
精神科病院 (南豊田病院 PSW)	成瀬智	高齢者クラブ連合会	小野英鑑	意思決定フォロワー	野々上幸子
基幹包括支援センター	鈴木弘子	シルバー人材センター	山際英	消防本部	鷹羽敦史 勝野大地

※顧問:熊田法律事務所 熊田均弁護士

※第2回は12月～1月に開催予定。第1回の部会で決まった内容次第で、第2回目までに研修会などを開催予定。

「みよる」地域づくりに向けた地域連携ネットワークの強化 (2) 関係者向け研修の開催

- 豊田市においても入院・入所時にまだまだ身元保証を求める慣習が見受けられることから、支援関係機関から「みよる相談ステーション」に対しては、身元保証の代替への相談や、身元保証という点だけを捉えて丸投げ的に相談されるケースが散見される。
- 本人や家族などの身寄りの代わりをどこかの機関が代替することは持続可能な地域体制にはならないことから、関係機関に対して、身寄りを頼ることができない方への課題や身元保証に対する正しい理解を促すため、研修会を開催する。

○ 身寄りを頼ることができない方への課題に対する「関係者向け研修会」

開催日時：令和9年1月～2月に開催予定

主催：豊田市、みよる相談ステーション(豊田市社会福祉協議会)

場所：豊田市福祉センター

講師：調整中

内容：講義(仮)「包括的な支援体制と権利擁護支援」

みよる相談ステーションに寄せられる相談の傾向、「支援のレシピ集」の紹介、グループワーク など



← 昨年度の成年後見支援
センターで行った「関係
者向け研修」
※参考写真

○ 結サポートにおける日常生活支援で活躍する「意思決定フォロワー」の養成を実施する。

○ 意思決定フォロワー講座

開催日時：令和8年11月17日(火)午後1時～午後5時

場所：豊田市福祉センター 2階 介護予防室

講師：一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

代表理事:名川勝氏、副代表:水島俊彦氏、大瀧英樹氏、木本光宣氏

内容：



昨年度の講座の様子

開始時間	テーマ	概要	講師等
13:00	結（ゆい）サポート ～くらし安心事業～の説明	結（ゆい）サポート～くらし安心事業～と、とよた意思決定フォロワーの役割を説明します。	社協 くらし応援課
13:20	講義1：意思決定支援について	意思決定支援とはなにか、基本的な考え方についてを学びます。	名川 勝 氏
13:50	講義2：医学モデルから 社会モデルへ	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでとは違った見方から社会や関係性を捉え直しをしてみます。	木本 光宣 氏
14:20	演習1：しがらみの糸	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことを体験してみます。	大瀧 英樹 氏
14:50	休憩		
15:00	演習2：あなたについて 一緒に考える	受講者同士で、好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	水島 俊彦 氏
16:50	事務連絡、エンディングノート （わたしのノート）配布		社協 くらし応援課
17:00	終了		

- 昨年度養成した「意思決定フォロワー（14名）」のフォローアップを実施する。
併せて、市民公開及び関係機関向け研修として、広く市民（市民後見人含む）や支援関係機関に呼びかける。

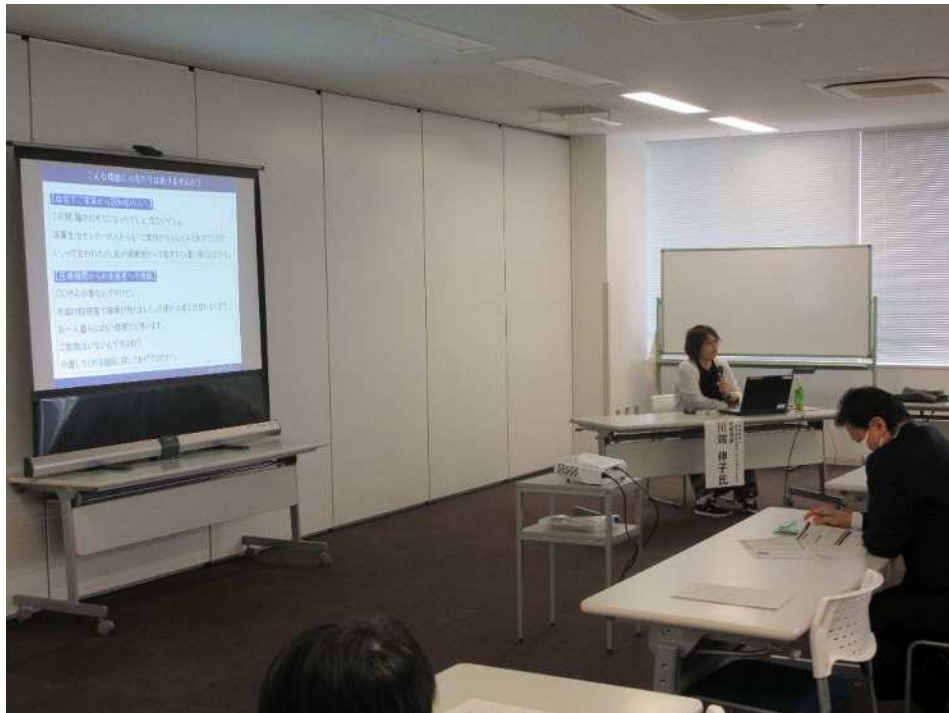
○ 意思決定フォロワー フォローアップ研修

開催日時：令和8年12月9日(水)午後2時～午後4時

場所：豊田市福祉センター 4階 41会議室

講師：一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端伸子 氏

内容：講義「(仮)意思決定支援を踏まえた連携と協働」、グループワーク



← 川端伸子氏を講師におこなった研修（参考写真）

川端伸子氏 プロフィール

- ・ケアワーカー、医療ソーシャルワーカーを経て、平成18年4月より東京都老人総合研究所に入職。介護予防区市町村サポートセンターにて権利擁護、高齢者虐待についての相談・研修を担当。平成21年4月より東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターの専門相談員、同センターのセンター長(平成22年4月～平成29年3月)、アドバイザー(平成29年4月～平成30年3月)を務める。
- ・一方で、専門職として後見事案を個人受任し、平成21年～2年間、東京社会福祉士会ぱあととなあ東京の担当理事を務める。
- ・平成23年から(公社)あい権利擁護支援ネットより、虐待防止・権利擁護に関する講師派遣を担当。(公社)あい権利擁護支援ネットは、このほか困難事案の法人後見を実施。
- ・平成30年4月より令和5年3月末までの5年間、厚生労働省にて成年後見制度利用促進専門官として勤務。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の作成、「後見人等のための意思決定支援研修」「LIFE 意思決定支援の基本的考え方『私の人生の主人公は、私』」の作成、第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関わる。

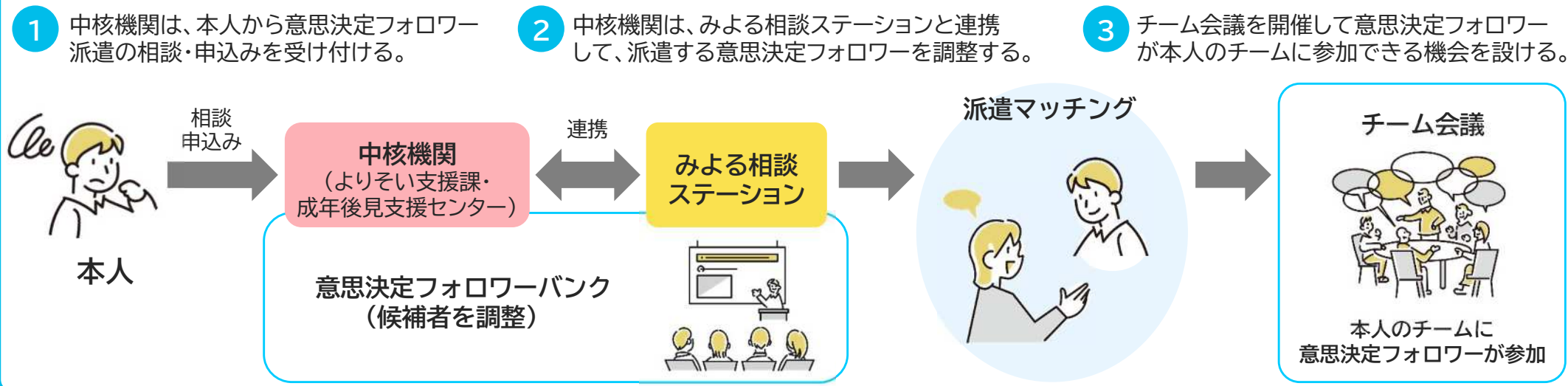
重点取組③市民参画と多機関協働による意思決定支援

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会等での議論を踏まえ、「第2次豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画」に基づき、以下の重点取組を多様な主体との共働で推進する必要がある。

【重点取組③】市民参画と多機関協働による意思決定支援、【重点取組⑤】配慮が必要な方の社会参加支援

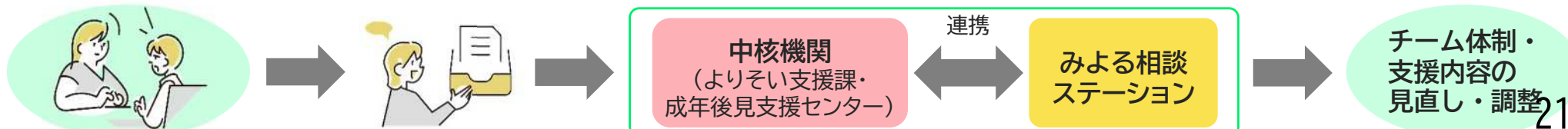
- これについて、市民後見人養成講座修了生等の新たな活躍の機会として、モデル事業でのノウハウや結サポートのスキームを活用し、親亡き後など配慮が必要な市民に対し、意思決定フォロワーの派遣を行う。意思決定フォロワーがチームに加わることで、本人が安心して意思の形成や表明、社会参加等の実現を行いやすくすることを進める。

派遣までの流れ（①～③）



定期的な活動の流れ（④～⑥）

- 4 意思決定フォロワーは、定期的な訪問等を行う。
- 5 意思決定フォロワーは、定期的に報告を行う。
- 6 中核機関は、みよる相談ステーション等と連携し、必要に応じて、チーム体制などの調整を行う。



- 令和7年度同様に、各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施する予定。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

キャラバン・メイトフォローアップ研修（高齢福祉課）

- ① 高齢福祉課
- ② 令和8年7月8日
- ③ 豊田市を活動地域とするキャラバン・メイト
- ④ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(キャラバン・メイト研修内でも意思決定支援について普及)

多職種合同研修会（地域包括ケア企画課）

- ① 豊田加茂医師会
- ② 令和8年11月21日
- ③ 医療関係者、福祉関係者、行政
- ④ 豊田市・みよし市医療圏の認知症の人を支える体制、認知症の人の意思決定を支援するプロセス(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等)、事例検討 ※内容は毎年変更

北部ブロック研修（障がい福祉課）

- ① 豊田市地域自立支援協議会
- ② 令和8年11月11日、12月9日
- ③ 障がい福祉に関わる支援者等
- ④ 本人主体から見ていく意思決定支援(ケースワークを通して)

関係機関向け研修、市民後見人フォローアップ研修（よりそい支援課）

- ① 豊田市社会福祉協議会
- ② 令和8年12月9日ほか
- ③ 福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④ 成年後見制度と権利擁護の知識(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例紹介等)

【懸案事項】権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

※別添「成年後見制度利用促進専門家会議資料」参照